



【高山村】納税相談に必要なもの

令和3年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に高山村役場へ来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。日程等の詳細は、後日あらためてお知らせします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 共通事項

・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）

※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）

・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類

◆ 給与収入のある方

・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

◆ 年金収入のある方

・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください

◆ 税務署から案内通知が送付された方

・「確定申告の案内通知」（税務署から送付されたもの）

◆ 上記以外の収入のある方

・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

・「医療費の明細書」及び「領収書」、「医療費のお知らせ」（各医療保険者から送付されたもの）

※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

・「控除証明書」（日本年金機構から送付）

※紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

◆ 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）

・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方法務局中之条支局で交付）又は「不動産番号」

・「請負契約書」又は「売買契約書」

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 税務会計課 ☎63-2111

【税務署】確定申告のお知らせ

◆ 確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホ又はICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関するお問い合わせ》

国税庁ホームページ「タックスアンサー」・「チャットボット(ふたば)」・「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

● 会 場 中之条税務署 1階会議室

● 期 間 令和4年1月31日(月)から3月15日(火)まで
土、日及び祝日を除きます。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けております。

土地・建物等の譲渡所得(公共事業による収用等含む)、贈与税の相談につきましては、相談可能日を限定しております(別紙カレンダーのとおり)。

● 時 間 相談受付：午前8時30分から午後4時(提出は5時)まで
相談開始：午前9時から

確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE公式アカウント



・教育ローンコールセンター
☎0570-0008656(ナビダイヤル)
または☎03-5321-8656

詳しくは「国の教育ローン」で検索していただくか、左記のコールセンターへお問い合わせください。

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。
お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1・65%(令和3年12月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

「国の教育ローン」
(日本政策金融公庫)
のご案内

令和4年
2022年 **2** FEB

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
		1	2 相談可能日	3	4 相談可能日	5
6	7	8	9	10 相談可能日	11 建国記念の日	12
13	14	15	16 相談可能日	17	18 相談可能日	19
20	21	22 相談可能日	23 天皇誕生日	24	25	26
27 相談可能日	28					

令和4年
2022年 **3** MAR

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
		1	2 相談可能日	3	4 相談可能日	5
6	7	8	9	10 相談可能日	11	12
13	14 相談可能日	15 相談可能日	16	17	18	19
20	21 春分の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

税務署からのお知らせ

●医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

申告会場の混雑緩和のため、「医療費の明細書」はご自宅で作成してきていただくようお願いします。

●消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するためには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するためには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

●確定申告書等を郵送される方へ

確定申告書等を郵送により提出される場合は、下記の送付先「関東信越国税局業務センター前橋分室」宛への郵送をお願いします。

●送付先 〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室

※郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

《お問い合わせ先》 中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表) ※音声案内が流れましたら、「2」を選択してください。

税務署からのお知らせ

◆ マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

● メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

- ・ マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます！
- ・ 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます！
- ・ 過去の申告データを利用して自動入力できます。
- ・ 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- ・ 相談はチャットボットや電話でもできます！
- ・ スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます！
- ・ スマホ申告は、専用画面を用意しています。
- ・ マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！

◆ もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスすると、見やすいスマホ専用画面をご用意しております。

多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマホを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。

● こんなあなたはスマホ申告！

- ・ 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- ・ 年末調整が済んでいない方
- ・ 2カ所以上の給与所得がある方
- ・ 年金収入や副業等の雑所得がある方
- ・ 株式等の譲渡(特定口座をお持ちの方)

● もっと便利に！

- ・ 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！

〈動画で見る確定申告〉



動画で見る確定申告

〈確定申告書等作成コーナー〉



確定申告

〈マイナポータル連携〉



マイナポータル

《お問い合わせ先》 中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表) ※音声案内が流れましたら、「2」を選択してください。

国民年金保険料を 前納できます

国民年金保険料の納付は、現金だけでなく、口座振替やクレジットカードもご利用になれます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。2年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15000円程度の割引になります。

なお、平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、現金・クレジットカード納付による2年前納もできるようにしました。国民年金保険料の前納を希望される方は、2月末日までに年金事務所へお申し出ください。口座振替の場合は、希望の金融機関でも手続きいただけます。

また、口座振替による「前納」または「早割」制度をお申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳の届出印、③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・国民年金保険料納付書など)をご持参ください。

くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607